

# 養護老人ホームって なあに？



養護老人ホームは、現在おかれている環境では生活が難しい  
65歳以上の高齢者が地方自治体（市区町村）の措置によって  
入居できる施設です。

養護老人ホームは全国に961施設（2017年10月1日現在）

一般社団法人 神奈川県高齢者福祉施設協議会  
養護部会

# 養護老人ホームの歴史

養護老人ホームの前身は明治の後半に養老事業として創設された養老院です。高齢者の生活を支援してきた養老院は120年近くの歴史を持ち、事業の内容は時代とともに変化してきていますが、高齢者の支援に対する基本的な考え方は現在も変わることなく引き継がれています。

高齢者サービスが多様化していくなかで、人への支援を基本に据えて事業を継続している養護老人ホームは、老人福祉法に基づく大切な役割を担う施設として長年にわたり皆様の信頼を得ております。



## 養護老人ホームの役割

入居後も出来る限り自立した生活を送りながら暮らしの困りごとの解決を図り、その人らしいいきいきとした生活を送ることを目標としその支援をします。

### ※※※ 養護老人ホームに入居されたきっかけ ※※※

ひとり暮らしをしているが物忘れにより、火の不始末や片づけが出来ず、極めて不衛生な環境で生活をされている。

同居家族より虐待を受けているまたはその疑いがある。

入院中に自宅が処分され、退院後の行き先がない。

夫(妻)との離別(死別)により、その後の生活をひとりで営むことが困難。

借家暮らしをしているが、高齢等の事情により賃貸契約の更新が困難。

認知症などの影響により、周囲との関係が悪化。

障がい者施設や精神病院等で生活してきたが、高齢となり高齢者施設への入居を求められている。



# 入居できる人は？

65歳以上で「環境上の理由」及び「経済的理由」により自宅で生活する事が困難な方

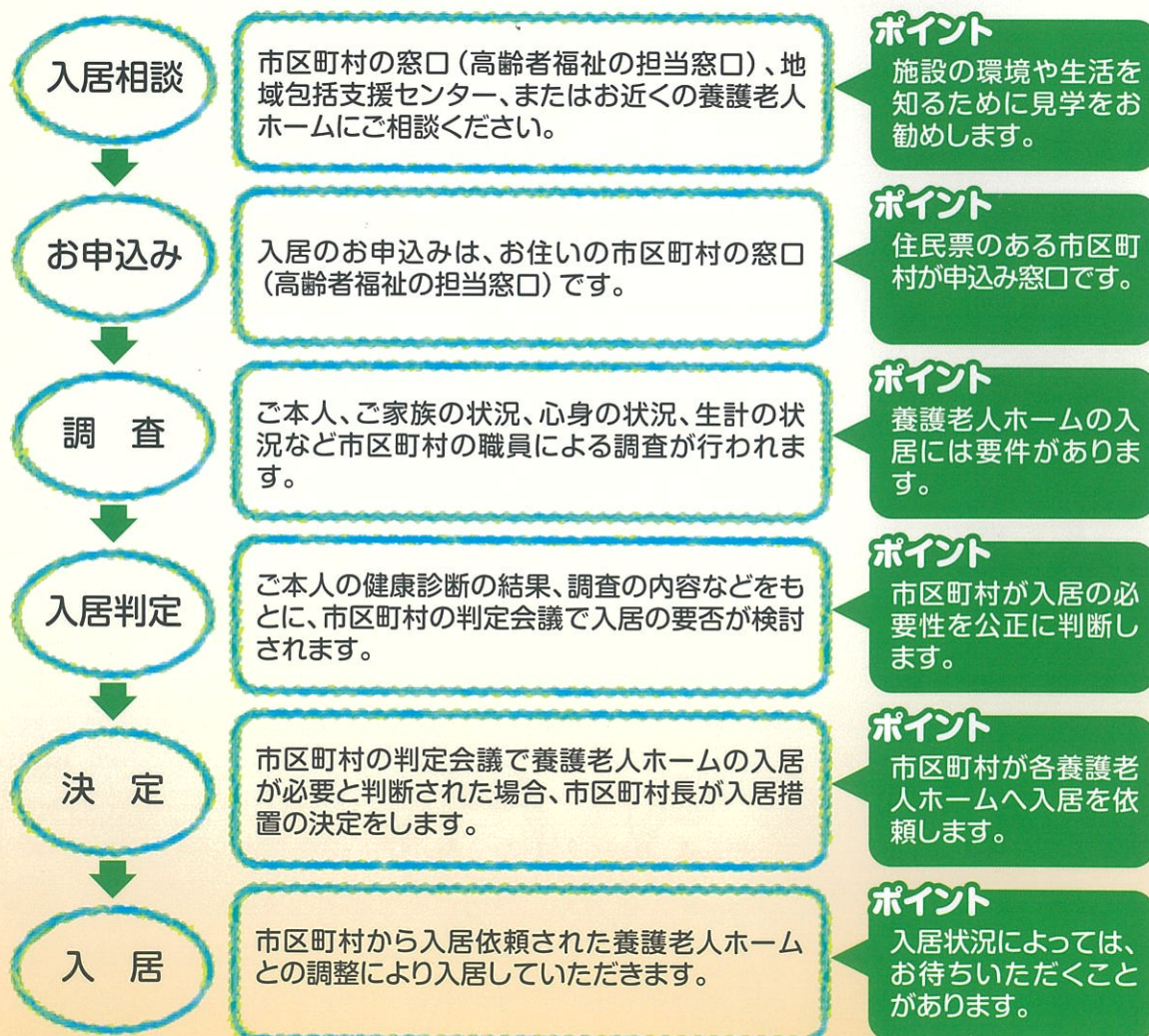
## 環境上の理由

心身に障がいがあるため日常生活を送ることが困難であり、かつ世話をしてくれる人がいない場合や家族との同居が続けられない。住むところがないか、あっても環境が非常に悪い場合など。

## 経済的理由

本人の世帯が生活保護を受けている場合や、世帯の生計中心者が市区町村民税の所得割を課されていない場合など。

## 入居までの流れ



# 費用について

市区町村の利用決定による措置制度での利用となります。入居金ではなく、年間の収入から、生活に対して負担のない範囲での費用を費用徴収として市区町村にお支払いいただきます。

《例1》

参考例

《例2》

①年金収入(前年1月～12月末まで)	60万円
②医療費(前年1月～12月末まで)	10万円
③社会保険料 (国民健康保険料2万円・介護保険料3万円)	5万円
④対象収入(所得) <<①-(②+③)>>	45万円

①年金収入(前年1月～12月末まで)	100万円
②医療費(前年1月～12月末まで)	10万円
③社会保険料 (国民健康保険料2万円・介護保険料3万円)	5万円
④対象収入(所得) <<①-(②+③)>>	85万円

④対象収入**45万円**を費用徴収基準に定める階層区分に当てはめると、**11階層**に該当しますので、当年7月～翌年6月までは、**14,100円/月**となります。

④対象収入**85万円**を費用徴収基準に定める階層区分に当てはめると、**25階層**に該当しますので、当年7月～翌年6月までは、**43,800円/月**となります。

※ 具体的費用については市区町村が決定します。  
詳しくは市区町村にお問合せください。

## Q&A



### 養護老人ホームでの生活

Q 外出や外泊は出来るの？

A 原則、可能です。ご本人の心身状態により、単独での外出などは控えて頂く場合もあります。

Q 面会の時に差し入れを持って行って良いですか？

A 特に問題はありませんが、利用される方の健康状態や管理上・衛生上の配慮から職員に必ずお声かけください。

Q 施設内で飲酒や喫煙はできるの？

A 可否は各施設にお問い合わせください。

Q お部屋は何階になりますか？選べるのでしょうか？

A お身体の状況により変わりますので、入居時に決定させていただきます。また施設を利用される皆様の状況により、お部屋を変更させていただくことがあります。

Q テレビや冷蔵庫などの電化製品は持ち込めますか？

A 施設によって取扱いが異なりますのでお問い合わせください。電気代がかかる場合もあります。

### 費用

Q 収入がなくても入居できるの？

A 入居できます。詳しくは市区町村にお問合せください。

Q 市区町村に払う費用以外にかかるものは？

A 医療費、日用品、嗜好品等が自己負担となります。

Q 入居した後も生活保護費はもらえますか？

A 「医療扶助」のみ受けられる場合があります。入居時の貯蓄や年金額などにより地方自治体(市区町村)が決定します。

Q 通院はどうするの？

A 施設に往診して頂ける場合は施設内の受診となりますが、基本的には自己通院です。家族対応・ヘルパー対応や状況に応じて施設職員が対応する場合もあります。

Q 入院したら退居しなければなりませんか？

A 概ね3ヶ月以上の入院が必要な場合は市区町村の判断により退居していただくことがあります。

Q 介護が必要になっても入居が続けられますか？

A 軽度な介護が必要な場合は、養護老人ホームの職員が支援します。養護老人ホームでも、介護保険の訪問介護等のサービスを受けることができます。介護の必要な状況により特別養護老人ホーム等への住み替えをお勧めすることがあります。

入居者の声

ひとり暮らし

で人と話すこともない暮らしをしていたのですが、ホームに来てからはクラブ活動や季節の行事などに声をかけてもらい参加するようになりました。今は、生き生きと充実した老後を楽しんでおります。



ひとり暮らし

の時は具合が悪くなったときのことや災害が心配だった。お友達や職員がたくさんいるので安心だ。いつも寄り添ってくれる職員がいる。



自宅では食事を用意するのも大変だった。

ここに来てからは3食きちんとした食事が用意されるので安心だ。規則正しい生活が出来るようになり、身体の具合もよくなり満足している。

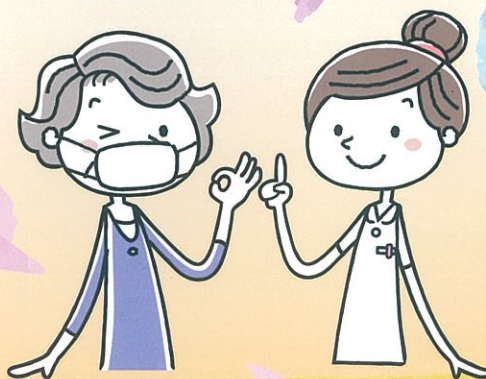
身寄りも

ないのでホームでみてもらえて本当にありがたい。貸してくれるアパートもなく、お金もないので困っていました。

目が不自由

ですが、環境が整備されていて、安全に一人でも歩け安心しています。設備があるアパートを借りたらお金がかかって生活できない。

自分の足が悪いことをみんな（入居者、職員）が知っていてくれて、助けてくれるからありがたい。



家では生活

することで精一杯だったので、ここに入れて気持ちが落ち着きました。それまで、胸の内にあった悩みの一つがなくなった感じがしました。



定期的な健康診断や往診もあり、医者巡りに疲れていたのがありがたい。指導が厳しいところもあるがしっかり助言をしてもらえるのは心強い。



福)阿部睦会  
養護老人ホーム共楽荘  
〒238-0031  
横須賀市衣笠栄町4-14  
TEL 046-851-1904  
FAX 046-851-1294

<https://kyourakusou.jp/> (定員72名)



福)中心会  
えびな南養護老人ホーム  
〒243-0427  
海老名市杉久保南3-31-6  
TEL 046-238-7681  
FAX 046-238-7682

<http://www.ebinaminami.com/> (定員50名)



福)神奈川県社会福祉事業団  
横須賀養護老人ホーム  
〒239-0841  
横須賀市野比5-5-6  
TEL 046-839-2738  
FAX 046-839-2739

<http://kanagawa-swc.com/yokosuka/> (定員50名)



福)伊勢原福祉会  
富岡ホーム  
〒259-1111  
伊勢原市西富岡1325番地7  
TEL 0463-97-8500  
FAX 0463-91-7911

<http://tomioka-home.com/> (定員60名)



福)阿部睦会  
養護老人ホーム 美山ホーム  
〒238-0111  
三浦市初声町下宮田1846  
TEL 046-888-3048  
FAX 046-888-3228

<https://miyamaho-mu.jp/> (定員30名)



福)共生会  
藤沢養護老人ホーム  
〒251-0022  
藤沢市鵜沼1559  
TEL 0466-22-2426  
FAX 0466-22-2115

<http://www.kyouseikai.com/> (定員100名)



福)恩賜財団神奈川県同胞援護会  
相模原養護老人ホーム  
〒252-0331  
相模原市南区大野台5-13-7  
TEL 042-751-7060  
FAX 042-752-9227

<http://www.kanagawa-doen.jp/sagamihara-yougo/> (定員80名)



福)湘南広域社会福祉協会  
養護老人ホーム湘風園  
〒253-0104  
高座郡寒川町大蔵800  
TEL 0467-75-4545  
FAX 0467-75-4564

<http://sho-fuen.jp/> (定員100名)



福)敬愛会  
養護老人ホーム 敬愛の園  
〒242-0024  
大和市福田1551  
TEL 046-267-1038  
FAX 046-268-2644

<http://www.since1950-keiaikai-yamato.or.jp/> (定員60名)



福)伸生会  
平塚養護老人ホーム  
〒254-0061  
平塚市御殿2-17-42  
TEL 0463-31-6979  
FAX 0463-33-4416

<http://www.shinseikai-roujin-kanagawa.jp/yougo/> (定員60名)

詳しい情報は各施設のホームページをご覧ください。  
なお、一般社団法人神奈川県高齢者福祉施設協議会のホームページからもご覧いただけます。

**かながわ高齢協 検索**

<http://www.kanagawa-roushikyo.org>

一般社団法人 **神奈川県高齢者福祉施設協議会**

〒221-0844 神奈川県横浜市神奈川区沢渡4-2

電話 045-311-8745 FAX 045-311-8512

E-mail : koureikyo@kanagawa-roushikyo.org

